

「学制」に関する諸問題

——公布日、頒布、序文の呼称・正文について——

竹中暉雄

はじめに

日本の近代教育制度の出発点は明治五（一八七二）年の「学制」であるので、それだけに日本教育史概説書は必ず「学制」について触れるし、また「学制」に関する詳細な先行研究もすでに多い。しかし、では「学制」に関する新たな研究の余地や検討すべき事項はもう残されていないのかと言えば、決してそうではない。先行研究で未だ明らかになっていない事柄や、概説書等で間違っただまま通説となりかけている事項、先行研究について検討すべき問題点などがまだいくつも存在している。

近年では佐藤秀夫が、「学制」研究における「隠れた問題点」を三点にわたって指摘している（『教育史研究の検証』

『教育学年報6』世織書房、一九九七年)。その三点は実際には四点となるが、それをまとめると以下のようなになる(八九頁〜九六頁)。

- (1) 研究者の間では通常、次の四種類の文書(または特に①と④のみ)を「総合」して「学制」と呼ぶ場合が多い。①「学制」の趣旨を分かりやすく「宣明」した明治五年八月二日「公布」の太政官布告第二二四号、②従来の府県学校の一旦廃止を命じた翌日公布の文部省布達第一三三号、③太政官布告と「学制」の公布を定めた文部省布達第一四号、④「学制」の一〇九章から成る文部省布達第一四号別冊。
しかし翌年に六回にわたって追加されたものを含む全二二三章をもって「広義」の「学制」とみるべきである。
- (2) 太政官布告第二二四号のことが今日まで(「学事奨励に関する」被仰出書)などと呼ばれることが多かった。しかしこの表現の使用は、「客観的には近代天皇制教育論の『再興』に協同している」ということになる。近代天皇制公教育を厳しく糾弾する論著の中で、突如「被仰出書」という表現が使用されることがよくあるが、「そこに教育学、教育史における『戦後責任』の不在を読みとる」のは私の思い過ごしか。「学制布告書」がふさわしい。
- (3) 上記文部省布達第一四号のことを第一三号と間違えている教育史書や史料集が多いが、その原因は、『明治以降教育制度発達史』の印刷誤謬に気づかなかつたからである。
- (4) 明治五年八月の最初の「学制」全一〇九章は、「従前のいかなる教育史料集」にも「正確に」収録されていない。八月と九月の二度にわたって「誤謬」が「訂正」されたにもかかわらず、それらが反映されていないからである。

これらは、従来の日本教育史研究に対する極めて重要な、そして厳しい指摘である。しかし筆者には、大いに賛同できる点もあると同時に疑問点もあるように思われるので、以下では必要な箇所での佐藤指摘の四点に立ち返りながら、本稿のテーマについて論じていくことにする。

一

さっそく佐藤指摘の(1)についてであるが、その主眼は、「学制」というのは追加された章を含め全二・三章で考えるべきであるという点にある。この点についてはまったくその通りである。もしスペースの都合などで最初の一〇九章のみを史料集などに収録するときには、追加のことを注記しておかないと誤解を生んでしまう。

しかし佐藤は特に事例を挙げずに、研究者は通常、四種類の文章を「総合」して「学制」と呼んでいると指摘しているが、この点は不思議に思えてならない。筆者自身は、②や③まで「総合」して「学制」と考えている事例には出会ったことがないからである。むしろ逆に、一般的には、④のみが「学制」であり、①さえも④とは別の法令であると考えられてきたと思われる。

そう思われる根拠について、「学制」の「公布」日についてどのように記述されてきたかという視点からアプローチしてみたい。

戦後発行された研究書や概説書、年表、史料集の類によれば、いわゆる「おおせいだされしよ被仰出書」(学制序文)は明治五年八月二日に太政官布告で「公布」され、「学制」本文は八月三日の文部省布達で「頒布」されたとなっている場合が実に多い。「学制」に関する日付記述の事例を分類してみると、以下のようになる。「　」内は筆者のコメントであ

る。

(一) 八月二日と三日とに分割して記述

加藤仁平他共編『新日本教育史』協同出版、一九六一年。

八月二日、太政官布達「被仰出書」の「公布」、翌三日文部省「学制」を「頒布」(一五六頁)。

松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』福村出版、一九六二年。

八月二日 太政官布告第二百十四号 八月三日 文部省布達第十三号別冊(五〇頁、五四頁)。

金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房、一九六七年。

「学制」は明治五年八月三日付で「頒布」されることとなった(四二頁)。「頒布」の前日に、太政官布告第二一四号をもって「被仰出書」が「公布」された(四四頁)。

尾形裕康『新版日本教育通史』早稲田大学出版部、一九七一年。

「太政官が告示第二一四号を發したのは八月二日で、その翌三日に發した布達の文には『今般学制御確定相成候二付…』とある。これによって八月三日を学制頒布の日としている」(一七二頁)。「八月三日の文部省布達まで太政官が出したかのようなようであり、またなぜ「これによって」三日を学制頒布の日とするのか、この引用だけからは分からない」

国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第一巻、一九七三年。

太政官は八月二日に「被仰出書」を「發し」、翌日、文部省布達第一三号別冊で「学制」の正文を「頒布」(七二頁)。

『講座日本教育史2』第一法規、一九八四年。

八月二日に太政官布告第二一四号で「学制」の「施行」が宣言され、三日に文部省布達第一四号で「公布」された(二二七頁)。「学制」は文部省布達で「公布」されたことになっている

堀松武一編『日本教育史』国土社、一九八五年。

「被仰出書」は八月二日、太政官布告第二一四号として「発布」された(九七頁)。「八月、文部省布達第一三三号として出されたのが学制の本文ともいうべきものである(一〇〇頁)。

伊藤彌彦『日本近代教育史再考』昭和堂、一九八六年。

「学制」は、文部省布達第十三号の別冊という形式で「頒布」され、「被仰出書」はその前日に「布告」(四四頁)。
神田修・山住正己編『史料 日本の教育(第3次改訂版)』学陽書房、一九八六年。

「学制序文」太政官布告二一四号は八月三日(二二頁)。「学制」文部省布達一三三号別冊は八月三日(八〇頁)。
山住正己『日本教育小史』岩波書店、一九八七年、年表。

(新暦) 九月四日 「被仰出書」の「公布」 九月五日 「学制」の「頒布」
国民教育研究所編『改訂近現代日本教育小史』草土文化、一九八九年。

「被仰出書」は八月二日、「学制」は八月三日、文部省布達第一三三号別冊(五三〜五四頁)。

伊ヶ崎暁生・松島栄一編『日本教育史年表』三省堂、一九九〇年。

八月二日 「被仰出書」の「布告」 八月三日 文部省、「学制」を「発布」

『新教育学大事典』第一法規、一九九〇年。

「学制」序文は太政官布告(八月二日)。「学制」は文部省布達第十三号(八月三日)(第一卷三九七頁。第七卷

資料編。

土屋忠雄・吉田昇・斎藤正二編著『日本教育史』学文社、一九九三年。

「学制」は八月三日「配布」され、その前日、太政官は「被仰出書」を「公布」(三二八頁)。

三好信浩編『日本教育史』福村出版、一九九三年。

八月二日付で「被仰出書」が太政官から「布告」され、三日付で「学制」が文部省から全国に「頒布」される(一〇〇頁)。

長浜功編『史料 国家と教育』明石書店、一九九四年。

「被仰出書」(太政官布告214)は八月二日。「学制」の「公布」(文部省布達133別冊)は、八月三日(八三四頁)。

石島庸男・梅村佳代編『日本民衆教育史』梓出版社、一九九六年。

八月二日、太政官布告第二一四号として「学制」に先立って「発布」された「学制序文」(一〇二頁)。

『近代日本総合年表(第三版)』(岩波書店、第四刷)一九九七年。

八月二日 政府「被仰出書」を「公布」 八月三日 文部省「学制」を「頒布」

本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、一九九八年。

八月二日、太政官布告二四号。八月三日、文部省布達六四号(七〇頁)。

佐藤秀夫『新訂教育の歴史』放送大学教育振興会、二〇〇〇年。

明治五年八月に「学制」という名の文部省布達として「公布」。「その前日に『公布』された太政官布告(以下、学制布告書と呼ぶ)では、その趣意を次のように説明していた」(二二頁)。「学制」は文部省が「公布」した

ことになっている」

寄田啓夫・山中芳和編著『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、二〇〇二年。

この太政官布告は翌日に「頒布」された「学制」の序文にあたる（六八頁）。

辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』山川出版社、二〇〇二年。

「学制」は八月に「頒布」される。その理念を説明する文書として太政官布告二一四号（「学事奨励に関する被仰出書」）がだされる（二七三頁）。

佐藤広美編『21世紀の教育をひらく―日本近代教育史を学ぶ』緑蔭書房、二〇〇三年。

「学制の前日に出された」学制序文（太政官布告）（二四頁）。

（二）八月二日として記述

中島太郎『近代日本教育制度史』岩崎書店、一九六六年。

明治五年八月二日に「学制」の「発布」をみるに至った（三〇頁）。〔出典は『明治以降教育制度発達史』第一

巻であるが、しかしそれなら後述する理由でこういう表現にはならないはず〕

海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、一九七一年。

政府は八月二日「学制の趣旨を宣言した太政官布告（第二一四号）」とともに「学制を公布」、文部省は翌八月三日「学制の本文に太政官布告をそえて全国に頒布した」（五九頁）。

国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第三巻、一九七四年。

八月二日、政府はその趣旨を宣言した太政官布告第二一四号とともに「学制」を「公布」し、翌八月三日に文部

省は全国府県に「頒布」(四六九頁)。八月三日に文部省布達第一三号別冊として出されたのは「学制」の本文ともいふべきものである(四八四頁、四八五頁)。(四六九頁と四八四頁、四八五頁との間には齟齬がある)

高野俊『明治初期女児小学の研究』大月書店、二〇〇二年。

近代日本の学校制度を最初に構築したのは「学制」(明治五年八月二日、太政官布告第二一四号)である(一七頁)。「学制」そのものは「被仰出書」と本文一〇八章から成っている(一八頁)。「学制」全体を太政官布告第二一四号のみで表記した数少ない記述である。しかし注で出典としてあげられているのは国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第三卷であるが、同書では、既述のように「被仰出書」と「学制」本文とは別のものと考えられている。また公布当時の「学制」は一〇九章である)

(三) 八月三日として記述

岩波講座『現代教育学』日本近代教育史 岩波書店、一九六二年。

「学制」とは、明治五年八月三日の「文部省布達第十三号」、翌年三月八日「学制二編」∴の四布達を総称するもの(三七頁)。「学制」は文部省布達のことと認識されている)

岩波講座『日本歴史』岩波書店、一九六二年。

文部省は明治五年、「学制」を「公布」。同時に「告布」された「被仰出書」(二六一頁)。「日付は明記されていないが、文部省が「公布」

神田修・寺崎昌男・平原春好編『史料教育法』学陽書房、一九七三年。

「学制序文」(学事奨励に関する被仰出書) 太政官布告二一四(一九頁)。

「学制」 文部省布達^(マ)一三別冊(四〇頁)。

梅根悟監修『世界教育史大系1』(日本教育史1) 講談社、一九七六年。

文部省は財政的裏付けのないままに八月三日、「学制」を「発布」(二二六頁)。同時に「布達」された太政官布告(被仰出書)(二二八頁)。「文部省が「発布」

福島正夫編『日本近代法体制の形成(上巻)』日本評論社、一九八一年。

明治国家は明治五年八月三日、一〇九章から成る「学制」(太政官第二一四号、文部省布達第一三号別冊)を「公布」した(二五八頁)。「法制史の研究書であるが、依拠しているのは教育史研究書である」

柿沼肇『近代日本の教育史』教育史料出版会、一九九〇年。

学制は八月三日、文部省付達第一三号^(マ)で「頒布」(四〇頁)。その「頒布」にあたって太政官が出した布告第二一四号(四四頁)。

なお国立教育研究所教育史料センター『教育関係法令目録 明治編』(早川図書、一九六八年)では、明治五年の項に「太政官二一四 八月二日 学制」「文部省一四 八月三日 学制ヲ頒布分ヲ稟候セシム」(二五〜二六頁)とあり、「学制」全体を八月二日としている。典拠は『法令全書』である。この目録は、国立教育研究所が『近代日本教育百年史』を編纂するにあたっての基礎的資料として刊行したものである。にもかかわらず、完成した『近代日本教育百年史』が『法令全書』に基づく記述となっていないのは不思議である。

文部省の刊行物は混乱している。

(一) 八月二日と三日に分割して記述

『学制五十年史』(一九三二年)

太政官「告示」第二一四号は五年八月二日。文部省布達第一四号による「頒布」は翌三日(二三頁〜二四頁)。

〔八月二日に太政官が発した「布告」第二一四号は、最もよくその精神を現しているところがあるので(二五頁)、太政官布告は序文のみを指していると考えられる。本文の公布は何日なのか曖昧〕

『学制百二十年史』(一九九四年)

八月二日に太政官布告(学制序文)、三日に文部省布達第十三号および第十四号で「学制」を「公布」(一五〇一六頁)。

(二) 八月二日として記述

『学制百年史』(一九七二年)

政府は八月二日に太政官布告とともに「学制」を「公布」し、文部省は翌三日に「布達第十三号および第十四号」を発し太政官布告をそえて「学制」を全国に「頒布」(一二三頁)。「ただし同書の総説では、八月三日に「太政官の布告をもって『学制』として公布」とある(六頁)。なお資料編の「学制」本文は、文部省布達第十三号別冊とやはり誤記されている(一二頁)」

(三) 八月三日として記述

『学制七十年史』(一九四四年)

八月三日に「学制」が「公布」され、それが「公布された際に」、教育精神についての太政官布告第二一四号が「公」にされた(一五頁)。

『学制八十年史』（一九五四年）

『七十年史』と同様（二二頁）。〔資料編の「学制」本文の出典は文部省布達第十三号別冊と誤記。七二二頁〕

『学制九十年史』（一九六四年）

「学制」は太政官布告第二二四号とともに八月三日に「公布」された（一〇頁）。

二

以上のように、多くの場合、「学制」序文の「公布」は八月二日、「学制」本文の「頒布」は八月三日の「二日分割」記述となっている。しかし「頒布」されるには「公布」されたものが必要である。にもかかわらず多くの書物では、「学制」本文の「公布」は何日なのかということが曖昧になってしまっている。それで特に問題が感じられなかったのは、「公布」と「頒布」の違いが意識されていなかったためであろう。

なかには「学制」序文と本文とが同一の日に「公布」されたとするものもあった。その場合、二日とする記述と、三日とする（あるいはそう読める）記述とに分かれる。しかしながら、同一の日に「公布」されたと記述される場合においても、両者が別個の法令であると考えられている点は、その他の記述と共通しているのである。

他方、法制史関係の年表では、「学制」は明治五年八月二日に記載しており、典拠は太政官布告となっている（熊谷開作他編『日本法史年表』日本評論社、一九八一年。石井良助監修『近代日本法律司法年表』第一法規、一九八二年）。また国会図書館が作成した「廃止失効法令一覧 明治の部（I）」（日本法令索引 別冊）（一九六八年）でも、「学制」は布告二二四号（八月二日）と記されている。

それでは、「学制」についての本格的研究書の先駆けである井上久雄『学制論考』（風間書房、一九六三年）においてはどうか。同書でも、八月二日に太政官布告で「教育にかんする被仰出が公示」され、八月三日に文部省達第十四号別冊で「学制が公布」されたとされている（二六一頁）。つまり「二日分割」説に立ち、そして文部省が「学制を「公布」したというのである。なおその前頁には、「文部省」は八月二日に「被仰出を布告」し八月三日に「学制を公布」するとの記述があり、「被仰出」を布告したのも文部省になっている。これはあまり例を見ない記述であるが、最近の研究書でも、「文部省」が「学制」公布の前日に「被仰出書」を「出している」とする記述が見られる（小山静子『子どもたちの近代』吉川弘文館、二〇〇二年、五七頁）。

しかし実はすでに、「被仰出書」は「学制」と一括して八月二日に太政官布告第二一四号をもって公布されたとする解説があった（大久保利謙「解題」『明治文化資料叢書』第八巻、風間書房、一九六一年、五頁）。そしてまた井上久雄の研究書から一ヶ月遅れで刊行され、井上の『学制論考』と並ぶ「学制」研究の名著である倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ』（ジャパンライブラリービューロー、一九六三年）も、重要な指摘を行っていた。それによれば、「被仰出書」も「学制」本文も、ともに八月二日の太政官布告第二一四号として公布され、文部省はそれを布達第一四号の別冊として八月三日に各府県へ頒布したに過ぎないので、両者の正式の公布は八月二日である。「学制のような重要な法規は文部省から布達されるのではなく、太政官から布告されるもの」であり、したがって「学制は五年八月三日に公布された」と説く向きさえあるが、これはあやまりである」と（二六八頁）。

そういう「向き」の一人として考えられていたのは、恐らく井上久雄であろう。井上の『学制論考』自体はわずかに一ヶ月前の刊行であるので批評の対象にはなりえないが、井上はそれ以前から関連論文を発表していた。なお井上は一九九一年に『増補学制論考』を出版し、旧著の「誤記と誤植」を直している。しかし本稿で紹介した部分に変化は

ない。増補部分には、倉沢の『学制の研究』における井上『学制論考』に関する「思い込みによる誤認」への反論が含まれているが、その内容は「学制」草案の実際の起草者が学制取調掛であるかどうかをめぐってであり、「学制」の公布日についてはではない。

また次のように記述している土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（文教図書、一九六二年）の場合も、倉沢が言う、そういう「向き」の一つに入っていたはずである。

「太政官布告第二一四号、すなわち被仰出書を発したのは、明治五年八月二日附であり、『学制』正文は、明治五年八月三日附の文部省布達第十三号別冊であり、同日文部省は左のような布達第十四号を発している」「このように『学制』を全国に布達した」（三二頁）。

この説明にも、佐藤秀夫が指摘していた文部省布達の号数のミスがある。またこの説明文に続いて唐突に、「すなわち、正式に頒布したのは八月三日であり、太政官内の修史局で編纂した『明治史要』にも、『学制』の頒布を八月三日の条に掲げている」と、わざわざ頒布の日のことを強調している不可思議さが存在している（三二頁）。「学制」が八月三日に「頒布」されたことに疑問を呈する意見があるとかの説明が特になされていた訳ではないのである。正式でない「頒布」があったのか、なぜ「公布」ではなく「頒布」を強調するのか、疑問が生まれる記述である（後述）。

三

では、「学制」序文と「学制」本文の公布日はいったい何日なのか、そしてまた両者はそれぞれ別個の法令だったのか、同一の法令だったのか。倉沢の研究から離れて、検証していかねばならない。

現在では法令は官報に掲載されて「公布」となり、そして初めて必要な「告知」が国民に対してなされたことになる。したがってここでも官報で確認できればいいが、官報の創刊号は明治一六年七月なので、次の手段としてまず『法令全書』を使うこととする。明治初期の各種官版法令資料をのちに編纂し直したものには、『法令全書』や『太政類典』『法規分類大全』等がある。その中で、「一番わかりやすく整備されたもの」は『法令全書』である（若松邦保『法令全書』に漏れた太政官時代の法令）国立国会図書館調査立法考査局『レファレンス』第四二巻第一二号、一九九二年一二月）。ただし完全に法令を網羅しているわけではないので、『法規分類大全』などとの照合も不可欠ではあるという。

内閣官報局編『法令全書』の創刊は明治一八年一月であるが、それ以前の分はのちに「太政官日誌及公文書類、其他諸家記録等」によって編纂され、明治五年版は明治二二年の刊行である（原書房復刻、一九七四年）。これで確認すると以下のことが分かる。

八月二日の太政官布告第二四号（実際には号数のみで「布告」という言葉はないが、欄外の「十二年第四十号布告ヲ以テ廃止」という注記や後述する『布告全書』に従って「太政官布告」と記す）は、次の三つの部分から構成されている。

- ① 序文（いわゆる「被仰出書」）
- ② 従来からの府県の学校を一旦すべて廃止し「学制」の「主意」を汲んで新たに学校を設立すべきとする「壬申七月 文部省」名の命令
- ③ やはり「壬申七月 文部省」名による「学制」の本文

①の最後に「右之通被 仰出候條地方官ニ於テ：学問普及致候様方法ヲ設可施行事」とあるところから、①のことがよく「被仰出書」と呼ばれるようになったことは周知の通りである。その①には発令者名は付けられていないが、②と③には発令者の文部省名が付いている。

太政官布告第二一四号がこの三つの部分から構成されていることは、太政官記録局編『太政類典』（『日本近代教育史料大系』第二巻、龍溪書舎、一九九四年、二二頁以下）においても確認できる。また内閣記録局編『法規分類大全』第五八巻・学政門（原書房覆刻、一九八一年、一八頁以下）でも同様に三部構成となっている。ところが②の部分は、翌日に文部省布達第一四号となる文章と入れ替わっており、そして末尾の発令者名は消え冒頭に「文部省布達 五年八月三日第十四号」の文字が記されている。これは明らかに『法規分類大全』編纂上のミスであろうが、原書房復刻版の解題でも何も触れられていない。

ところで文部省名が入っているものまで太政官の布告であると考えるのは、いかにも不自然である。そこで、②と③とを除いた①のみが太政官布告第二一四号であったかのようでもある。しかしもしそうだとすると、続く八月二日太政官布告第二一五号「常磐橋内元津県邸へ文部省被移候事」との間に挟まれている②と③とは、いったい何であると考えるべきなのかという疑問が生じてくる。

ところが文部省は翌日八月三日に改めて布達第一三号で、「今般被 仰出候」旨もあるので従来の府県の学校を一旦廃止することを命じており、その文面は太政官布告第二一四号の中の②とまったく同一である。ということは、文部省は②が文部省布達であるとは考えていなかったもので新たに布達を行なったということである。さらにまた文部省は同じ八月三日、第一四号布達でもって、「御布告書並学制章程共別冊相渡候」と各地方へ別冊を相渡す旨を達している。したがってここでもまた、文部省は③つまり「学制章程」（学制本文）もまだ文部省布達ではないと考えてい

たことが分かるのである。しかも第一四号では、「別冊ハ太政官第二百十四号ニ同シ」として、序文も本文もともに布達の本文から省略されているのである。ということは、「御布告書」のみではなく「学制章程」も太政官布達第二一四号に含まれていると考えられていたことになる。

という訳で、「学制」の本文も八月二日に太政官布告で公布されたということになるのである。しかしそれでもなお、文部省名が入った法令まで太政官の布告で公布されることは不自然ではないかという疑問が残る。そこで疑われるのは、②や③の部分は『法令全書』などの編纂時に間違って太政官布告の中に紛れ込んでしまったのではないかということである。

というのは、佐藤秀夫は、「大学規則」「中小学規則」（明治三年）の正文は「公文録」に収録されているものであり、『法規分類大全』や『法令全書』収録のものは「正文直前の案文がたまたま収録されてしまった」ことを明らかにしているからである。そのために「定評ある教育法制資料集」として利用されている『明治以降教育制度発達史』にもこの案文が載せられ、「今なお多くの教育史書に誤って引用される結果を生んでいる」というのである（前掲『法規分類大全』第五八巻・学政門、解題、五〇六頁）。

そういうことがあるのであれば、太政官布告第二一四号についても同様のことが言えるかも知れない。しかし後述するように、当時、月ごとに刊行されていた太政官『布告全書』の明治五年第八冊（明治壬申八月新刊）においても、布告第二一四号は三部構成になっている。そのうえ当時は、各省などの発令者名が入った太政官布告というものも、そう珍しいことではなかったのである。同じ明治五年『法令全書』から拾ってみると、八月二日の太政官第二一四号「学制」以外に、次のような例が存在している。

一月一四日 太政官第七号「澳国博覧会出品手続」 博覧会事務局 博覧会事務取扱御用掛人員（参議 大隈重

- 信、外務大輔 寺島宗則、大蔵大輔 井上馨)
- 五月二四日 太政官第一六七号「官舎私下規則」他 大蔵省
六月一四日 太政官第一七九号「蚕種製造規則」 大蔵省
七月二四日 太政官第二〇九号「船燈規則」 海軍省
八月八日 太政官第二二六号「船税規則」 大蔵省
九月七日 太政官第二五三号「遥拜式」 式部寮
一〇月一〇日 太政官第三〇四号「北海道土地売貸規則」 開拓使
十一月四日 太政官第三三〇号「牛馬売買免許税規則」 大蔵省
十一月四日 太政官第三三一号「蚕種原紙規則」他 大蔵省
十一月二三日 太政官第三五八号「元始祭式」他 式部寮

そうであるので、『法令全書』や『法規分類大全』などの編纂時のミスであるとは言えないのである。

四

以上のように「学制」は、その序文および本文ともに、倉沢剛が主張していたように、八月二日の太政官布告第二一四号によって「公布」されたのである。

ここで最初の佐藤指摘(一)にもどれば、太政官布告第二一四号は「学制」に関する三つの法令の「総合」であっ

たにもかかわらず、そのようには考えられてこなかったことがむしろ問題だったのである。佐藤指摘(1)においても、太政官布告第二二四号は「学制」の趣旨を宣明した文のことだけを意味していた。

ゆえに「学制」に関して八月二日の「公布」を書かずに八月三日の「頒布」のみを記述することは適切ではなく、ましてや文部省が「公布」したというのは明らかに間違いであった。

しかしここで大きな問題にぶつかってしまう。「学制」は、その「誤謬」の修正、追加、削除、改訂などがたびたび実施されたが、それらはすべて太政官布告ではなく文部省布達によって行なわれたからである。つまり上位法令が下位法令によって修正され、一つの法令が太政官布告の部分と文部省布達の部分から構成されるという、現在では考えられない事実が生まれたのである。「学制」は太政官布告であって文部省布達でもある。この不合理さを避けるために、「学制」本文を序文から切り離して、本文全体を文部省布達とする記述が広まったことも想像できる(文部省布達による序文の修正は、後述のように一箇所一度のみであった)。しかし「学制」が太政官布告で「公布」された事実は否定できない。そして「学制」は、文部省布達ではなく太政官の布告第四〇号(明治二年九月二十九日)によって廃止されたのであるから、「学制」は少し通常ではない性質を持ちながらも、やはり「太政官布告」であったと言わざるをえない。

それにしても、なぜこれほどまでに「二日分割」説が広まってしまったのだろうか。言うまでもなく、倉沢の原著が十分に検討されなかったからであるということになるが、文部省布達の号数の間違いまで含めると、何かその他の理由も考えられそうである。

そこで日本教育史研究者がともすれば原典であるかのように依存しがちな教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』(第一卷(龍吟社、一九三八年。教育資料調査会、一九六四年))を確認してみなければならない。すると同書にはまず、

太政官が布告第二一四号を發したのは八月二日、さらに文部省は翌三日の日付で布達第一四号を發しているという記述があり、そして第一四号の布達文「今般学制御確定相成候ニ付御布告書并学制章程共別冊相渡候間自今右目的相立處分可伺出候也（以下略）」が引用してある（二七五頁）。この限りでは、特に問題はない。

ところがこの引用に引き続いて、「本来頒布といふのは法令の文書を全国に渡し与へることの意味であるから、太政官内の修史局で編纂した『明治史要』には学制の頒布を明らかに明治五年八月三日（新曆九月五日）の条に掲げて居る」との説明が付けられている。先に見た土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』の説明はこれに拠るものである。

この説明文は極めて理解しにくく、かつ奇妙なものである。まず、前半の「…意味であるから」と、後半の「…条に掲げて居る」とが因果関係において呼応していない。また「本来頒布というのは」と「頒布」の本来の意味が突然に説明されているのであるが、それまでに「頒布」の意味をめぐる議論がなされていたわけではない。さらには「頒布」は八月三日以外の日であるという異説が存在していたわけでもない。したがってここでこのような説明がなされなければならない理由がまず理解できないのである。なお「頒布」には、後述するように「本来」は「公布」の意味も含まれていたため、この説明文自体も正確ではない。

八月三日の文部省布達第一四号は、御布告書と学制章程を別冊で「相渡」す、つまりまさに「頒布」するを通達しているのである。だとすれば、本来「頒布」というのが「法令の文書を全国に渡し与へることの意味」であり、文部省が八月三日に「学制」を全国に頒布したことに間違いがないのなら、何も殊更にこのような説明を付ける必要はないのである。文中の「明らかに」も意味不明である。

『明治以降教育制度発達史』の記述の次の問題は、「被仰出書」の全文引用の前につけられた次の説明文にある

(第一巻、二七六頁)。

『学制』頒布に際し、明治五年八月二日太政官から発した布告第二百十四号即ち、学事奨励に関する被仰出書は、左の如く『学制』制定の精神及び政府の教育に関する抱負を現はした堂々たるものである」(傍点筆者)

つまりここでの「即ち」によって、太政官布告第二二四号とは序文のこのみを指し、「学制」本文とは別のものであると理解されていることが分かる。そしてここで全文引用され、そのことによって私たちに馴染み深い「被仰出書」にもいろいろ検討しなければならない問題があるが、そのことについては節を改める。

もう一点、『明治以降教育制度発達史』の明白なミス(誤植)は、佐藤指摘の(3)が主張していたように、「学制」を全国に頒布したときの明治五年八月三日の文部省布達を、二七五頁では正しく「第十四号」としながら、肝心の「正文」(本文)を紹介するところで「第十三号」と記していることである(二七七頁)。これはまったくの単純ミスである。

既述のように、『学制百年史』本編や『学制百二十年史』は、八月三日に文部省布達「第一三号および第一四号」で「学制」を頒布したと書いている。第一三号の内容は太政官布告第二二四号の構成要素②と同一で「府県学校の一旦廃止」なので、「第一三号および第一四号」のセットによって「学制」が頒布されたと言えなくもない。しかし「第一三号」だけによってというのは、明確な間違いである。そしてこのミスに気づかずに、号数の間違いを重ねる研究書・概説書が多く、佐藤指摘によれば「一九三八年以降の論著では」「正しく記しているほうが、むしろ稀なのである」(九五頁)という状況になってしまった。

ところで『明治以降教育制度発達史』が「学制」の「頒布」ということを特に強調するために引用した太政官修史局編『明治史要』は、明治九年三月の第一編から明治一八年の第五編まで刊行され、「主として太政官政府の政治的業績」を記述した「明治初年の正史とも称すべきもの」であるという（稻生典太郎『明治史要』小峰書店、一九五六年、一頁）。それが念頭においていた将来の現代史編纂こそ実現しなかったものの、「記事の内容はゆたかであり、今日においても十分使用するに足る」と評価されている（黒田日出男他編『日本史文献事典』弘文堂、二〇〇二年、八七七頁）。

その『明治史要』（明治九年三月刊行、巻六。国会図書館蔵）の、「学制」に関する記述は次の通りである（四九頁）。
「壬申八月三日

八大学区ノ制 ○学制ヲ頒布シ全国ヲ分テ八大学区ト為シ毎区大学校各一所ヲ置キ大区ヲ分テ中小区ト為シ各中
小学ヲ置ク因テ各地方ノ学校ヲ鎖シ更ニ学制ニ循フテ之ヲ建設セシム

確かに「学制」は、八月三日の条にしか掲げられていない。東京帝国大学文学部史料編纂所が復刻した『明治史要上』（金港堂書籍、一九三三年）の上記引用箇所末尾には、典拠として「憲法類編、布告全書、文部省布達全書」があげられているので、これらの典拠が正しく『明治史要』の記述に反映されているかどうかを確認してみることとする。

司法省明法寮編纂『憲法類編』（明治六年六月刊。国会図書館蔵）の「学制被定並府県取設ノ学校一旦廃止ノ事」の見出しのあとには、「第七十 壬申八月三日 文部省第十三号布達」の布達文と「第七十一 壬申八月三日 文部

省第十四号布達」の布達文（『学制章程刊行二付省略』）が続き、そして次に「第七十二」同日 第二百十四号御布告」として布告文が出てくる。この布告文（序文）には、日付も太政官名もないので、文部省の布告のように読めてしまおうし、三者にそれぞれ別の番号が振ってあるので、それぞれ別個の法令のように見える（第十三第一篇国法部第八卷学制、四三丁〜四四丁）。

次に「明治八年文部省交付」という印がある『文部省布達全書』（明治四年〜八年。国会図書館蔵）では、八月三日の「第十三号」「第十四号」に引き続き「学制」とあり、そして「第二百十四号」としていわゆる「序文」が掲載されている。この「序文」には壬申七月の日付と太政官名が入っている。そしてこの「序文」のあと、「第十三号」が「壬申七月」の日付で再登場し、そのあと「学制」本文が掲載されていく（六七頁〜七六頁）。序文と本文との間にわざわざ「第十三号」が再掲されているのは、太政官布告第二一四号がそういう三部構成になっていることに対応している。

なお「公文録」に収録されている「文部省布達」においても同様であることが確認できる。「第十三号」の再掲まで同じである。こちらの「第十四号」の後に綴られている「学制」は木版刷の別冊の形をとり、その表紙には「第十四号」と墨書きしてある（『日本近代教育史料大系』第九卷、龍溪書舎、二〇〇一年、一九頁以降）。

ということとは、『明治史要』が『憲法類編』『文部省布達全書』のどちらに依拠したとしても、「学制」（御布告、学制章程とも）を八月三日に文部省が布達したように記述することは極めて自然であったということになる。言い換えれば、『明治史要』が典拠とした『憲法類編』『文部省布達全書』の双方とも、間違った記述、あるいは誤解を大いに招く極めて不適切な記述をしていたのである。

しかしながら、残る一つの典拠である太政官外史局編纂『布告全書』ではどうであっただろうか。太政官布告を集

めて月ごとに刊行されていた『布告全書』明治五年第八冊（立教大学所蔵）には、八月二日の条に第二百十四号が出ており、そのスタイルはまったく『法令全書』と同じである。すなわちまず序文があり、次に文部省名の命令、文部省名の学制本文が続く、この三者の間に置かれた○印まで『法令全書』と同じである（序文で最初に出てくる「身ヲ脩メ」が『法令全書』では「身ヲ修メ」となっている違いはあるが）。

したがって、『明治史要』の編纂者は、自ら典拠とした『布告全書』の記事はなぜか無視して、あえて他の二つの典拠のみに依拠し、かつ典拠では使用されていない「頒布」という用語を使って八月三日の条の記事を作成したということになる。

実はこの点についてもすでに倉沢剛は、『明治史要』が八月二日の条に学制の布告を載せず、八月三日の条にのみ記していることを指摘し（典拠との照合はされていない）、このために「八月三日学制頒布」という一点だけが前面に出て、やがて「八月三日学制公布」という誤解を導くことになったと論じていた（『小学校の歴史Ⅰ』二七〇～二七一頁）。

しかし「八月三日学制公布」説は、すでに本稿でみたようにそれほど多くはない。多くは「二日分割」説であった。したがって八月二日の太政官布告第二二四号について何も記述していない『明治史要』の影響がそんなに大きかったとは考えられない。にもかかわらず『明治以降教育制度発達史』がなぜ『明治史要』を引用して「頒布」にこだわる必要があったのか、この点に大きな疑問が残るのである。

なお『太政官日誌』の「壬申八月二日」の項には「御布告書写 常盤橋内元津県邸へ文部省被移候事」とあるのみで、その前後にも「学制」関係の記述は一切ない（石井良助編『太政官日誌』第六卷、東京堂出版、一九八一年、一四五頁）。他方、『文部省日誌』の発刊第一号の冒頭が「壬申八月三日 布令書写」（本文の掲載なし）であり、次に

第一四号布達文がきている（日本史籍協会編『文部省日誌一』東京大学出版会、一九八五年覆刻）。したがって『文部省日誌』においても、八月二日の太政官布告は収録されていない。

六

『明治以降教育制度発達史』は、五・一五事件の一九三二（昭和七）年から編纂が開始され、一九三八（昭和一三）年五月五日に第一巻が刊行された（全二二巻完結は一九三九年九月三日）。その一月前の四月一日には「国家総動員法」が公布されており、前年七月から開始された日中戦争が激化の一途を辿りつつある時代状況にあった。

第一巻の凡例によれば、本書は「我國民教育制度確立の時、即ち明治五年の『学制』頒布を起点」としているという。そのために目次も、第一編序論の第四章「明治維新以後『学制』頒布に至るまでの教育」、次いで第二編本論の第一章「総説」、第二章「学制」の頒布より明治十二年教育令制定に至るまで、その第一款「学制」の頒布」と構成されていて、すべて「学制」の「頒布」中心である。「公布」は問題とされていない。

編纂の中心人物であった松浦鎮次郎（枢密顧問官、元文部次官、当時九州帝国大学教授）の序によると、当時「学制改革」を叫ぶ声が高く、そのため「正確な教育制度の沿革を説示する著述」を希望していたところ財団法人服部奉公会の事業の一つとして教育史編纂会が組織され、その委嘱を受けて編纂に当たったという。その目的は、「勉めて主観を避け、事実を事実として為し得るだけ忠実に、法令等の正文に就き、制度変遷の迹を叙述することである。」「単に法令の収録に過ぎぬ」という「非難」も覚悟されていた。しかし「法令の収録」に過ぎないがゆえに、収録された法令には信頼が置かれ、これまでさまざまに重用されてきたことは確かである。

ところで教育史編纂会は文部省内に置かれていた。もし「学制」に関して文部省の事績を中心に考えるとすれば「頒布」が重要になる。「学制」の「公布」をしたのは太政官であるが、「頒布」をしたのは文部省だからである。そして「学制」を實際に起草したのも文部省である。あくまで文部省を主体とした教育制度史を編纂しようとしたときに都合がよかったのが、八月三日の「学制頒布」しか記述していなくて、しかも權威のある『明治史要』ではなかったか。

ところが、まったく同じ形で『明治史要』を引用して「頒布」を印象づける先例が存在していた。文部省『学制五十年史』（一九二二年）である。その「学制頒布」という節において、八月二日の太政官布告第二一四号と八月三日の文部省布達とが分けて記述され、そして後者の「頒布」のほうがいかにもより重要であるかのように『明治史要』が引き合いに出されている。『明治以降教育制度発達史』が客観的であることを方針とするには、「学制」の「頒布」を強調する不自然な説明を挿入していたが、実はこの『学制五十年史』の以下の文の引き写しをしていたのである。奇妙な説明文を、再度確認してみよう。

「本来頒布といふは法令の文書を全国に渡し与へることの意味であるから、太政官内の修史局（後に修史館と改む）で編纂した明治史要には、「学制」の頒布を明らかに明治五年八月三日（新曆九月五日）の条に掲げて居る」（二四頁。カッコ内は原文のまま）

そして『学制五十年史』刊行四日後の一九二二（大正一一）年一〇月三〇日、文部省は「学制頒布五〇年記念祝典」を東京帝国大学で挙行政した。摂政宮（皇太子）、閑院宮、久爾宮、山階宮など皇族の他、朝野の名士、外国使臣、教育功労者等三千余名を招待した非常に大規模な祝賀行事であった。当日は、頒布の八月三日（新曆九月五日）ではなく教育勅語の発布日であったが、文部省主催行事としては、「学制公布」より「学制頒布」であるほうが都合よかつ

た。

当時の文部省は、原内閣が打ち出した地方教育費削減問題と義務教育費の国庫負担額増額問題に直面していた。一九二一（大正一〇）年七月二三日、内閣は原首相自身が会長となる、つまり諮問する者と答申する者が同一人という臨時教育行政調査会を設置し、学校統廃合や教員整理案などを諮問したが、こうした動きに反対して、二月一三日には全国町村長会議が義務教育費国庫支弁促進に関する決議をあげていたし、三月二日には教育擁護同盟が結成され、さらに六月二八日には、帝国連合教育会を中心とした市町村義務教育費国庫負担増額期成同盟会も組織されていた。

こうした情勢のなかで「学制頒布五〇年記念祝典」が挙行され、「惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智徳並ヒ進ムヲ尚フ国家ノ光輝社会ノ品位政治経済国防産業等ノ発達一トシテ其ノ効ニ待タサルナシ」といった「勅語」が読まれたのであった（『文部省第五十年報・上』、一九二六年、三〇頁〜三一頁）。「学制頒布」という国家教育行政の重要性と、国家発展における教育の重要性が強調されたのである²⁰。

結果的には地方教育費の削減は、政友会内部からの反対や反対運動の激しさのために進まなかったうえに、原首相の暗殺（一九二一年一月四日）のために立ち消えとなり、他方、国庫負担額を一千万円から四千万円に増額する「市町村義務教育費国庫負担法」の改正案のほうは可決成立し、一九二三年三月二八日に公布された。

『学制五十年史』が、「学制」の「頒布」、つまり文部省による国家教育行政にこだわった理由が以上のような政治的背景と関係するかどうかは分からない。しかし『明治史要』の引用が極めて不自然であったことは確かである。そして『明治以降教育制度発達史』は、この不思議な説明文をほぼそのまま採用し、そのことによって「学制頒布」という表現を確定補強し、のちの教育史研究者に多大の影響を与えることとなった。

ところで、「学制頒布」とはよく使われてきた表現であるけれども、「教育令頒布」とか「小学校令頒布」などは

言われないし、『明治以降教育制度発達史』にもそういう表現は一切出てこない。それは、「頒布」は「学制」の場合にしか存在せず、「学制」にしか使えない例外的な表現であったからである。つまり、太政官布告「教育令」（明治二年）や勅令「小学校令」（明治十九年）などが公布されたあとに、文部省布達や文部省令でそれらについての通達を改めて行なわれるということはなかったからである。なぜ「学制」の場合にのみ、「頒布」はなされたのか。

実は「頒布」された「学制」は、太政官布告第二一四号とまったく同一のものではなかった。序文については文部省が独自に書き直し準備したものがあつた。そちらのほうを広めるためには文部省による「頒布」が必要であつたと考えられる。そこに、「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」（学制第一章）と規定された新設文部省の、維新後の教育にかける意気込みを読むことができる。

したがって「頒布」にはそれなりの歴史的意義が存在していたのである。もし『学制五十年史』や『明治以降教育制度発達史』が、そういう理由をあげて「頒布」を強調したのなら納得できるが、『明治史要』の強引な引用では説得力がない。しかしいずれにしても、教育制度史についての記録で、「公布」日を無視して「頒布」の日しか採用しないというのは非常におかしなことである。

七

では「学制頒布」という表現は『学制五十年史』が最初なのか。戦前刊行の関係書を調べてみると、決してそうではないことが分かる。

文部省印行『府県師範学校教科書 日本教育史略』春陽堂、一八八六年（明治教育古典叢書15、国書刊行会、一九八一年）。

明治五年「七月始メテ学制ヲ頒布シテ曰ク人々自其身ヲ立テ、産ヲ治メ…」（一九五頁）。

佐藤誠実編『修訂 日本教育史』原本・文部省蔵版、上・一八九〇年、下・一八九一年。

「此学制を頒布するに方り、特に聖諭を以て其旨を示されたり」（四八四頁）。〔序文のことが「聖諭」と表現されている〕

梶原猪之松編『日本法令索引大全』啓文社、一八九三年。

「八月二日 布告二百十四号 学制ヲ定メ辺隅小民ニ至ル迄学問普及スル地方官ニ於テ方法ヲ設ケ施行セシム」（六三〇頁）。

黒田茂次郎・土館長言編『明治学制沿革史』金港堂書籍、一九〇六年。

「明治五年ニ学制ヲ創定シ太政官布告ヲ以テ之ヲ頒布シ之ト同時ニ左ノ如キ学事奨励ニ関スル被仰出書ヲ公布セラレタリ」（二頁）。〔牧野文部大臣と沢柳文部次官の序がある。「学制」は太政官布告で「頒布」され、同時に序文も「公布」されたという〕

野田義夫『明治教育史』育英舎、一九〇七年。

明治五年八月、太政官布告を以て「彼の有名なる学制を全国に頒布」（一八頁）。

「明治教育の発端は学制頒布にあり」（二〇頁）。「学制頒布」に際して太政官は特に「学問奨励の被仰出書」を添へて此実学の精神と教育普及との「聖旨」を伝へたり（二五頁）。〔太政官が「学制」を「頒布」したことになっている。また「被仰出書」のことが「聖旨」と表現されている〕

町田則文『明治国民教育史』昭和出版社、一九二八年、六〇～六三頁。

「明治五年頒布」の「学制の全文」が紹介され、そのなかに「学制」構成要素の①②③がすべて含まれている点でかなり正確な、そして例外的な記述である。しかし「学制」というタイトルの後で、①の序文についてのみ「第二百十四号」と記されている」

大日本学術協会編著『日本教育史』モナス、一九三五年。

「太政官は明治五年八月に頒布して…邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期すると同時に、翌月小学教則の頒布があった」（五二三頁）。「太政官が序文を「頒布」したことになる」

乙竹岩造『日本国民教育史』目黒書店、一九四〇年。

太政官が（学制の）「告示」を發したのは（八月）二日であり、文部省が「頒布の布達」をなしたのは同三日である。それ故に「頒布の日としては八月三日を挙ぐべき」である。「被仰出書」は「教育の普及と実学の奨励と」の聖旨を伝へたものである（三三三頁～三三四頁）。「唐突に「頒布の日」にこだわり、「被仰出書」を「聖旨」としている」

数少ない事例でしかないが、以上から二つのことについて検討しなければならない。

第一は、太政官が「頒布」したという表現である。これは明らかに「頒布」を「公布」の意味で使用している。「頒布」は現在では「広く分け配る」つまり「配布」の意味でしか使われないが、もともとは「法令などを広く伝える」つまり「公布」の意味でも使われていた。明治初期は法令名も用語も未だ確定しておらず、「頒布」が「公布」の意味で使用されている場合もあった。

では「頒布」が「公布」と同じ意味で使われている例は多かったのであろうか。明治五年版『法令全書』で確認すると、目次および法令本文で「頒布」という語句が使用されているのは次の二八事例である。

太政官

二月七日 第三八号 新律頒布前府県ニ於テ処断セシ流罪以下刑期中ノ者罪状刑名等届ヲ督促ス（本文でも

〔頒布〕

六月一〇日 第一七三号 新律頒布前処断ノ者更ニ新律へ照準府県ニテ処置ノ上届出シム（本文では「頒降」）

八月一三日 第二二四号 新紙幣百円五十円見本ヲ三府開港場へ頒布ス（本文では「下渡」）

八月一三日 第二二五号 新紙幣百円五十円寸法摺色書ノミヲ各県ニ頒布ス（本文では「下渡」）

十一月九日 第三三七号 太陰曆ヲ廢シ太陽曆ヲ頒行ス（本文中に「頒布」）

大蔵省

四月一一日 第五四号 辛未年半箇年分各開港場輸出入表ヲ頒布ス（本文では「相達」）

五月三日 第六二号 蚕紙生糸ノ説ヲ頒布ス（本文では「相渡」）

五月一五日 第六七号 新貨一覽表ヲ頒布ス（本文では「相渡」）

六月五日 第七一号 製糸告諭書ヲ頒布ス（本文では「相渡」）

六月九日 第七三号 旧藩札価格比較表ヲ頒布ス（本文では「相渡」）

八月一一日 第一〇六号 辛未七月ヨリ十二月迄各開港場輸出入表ヲ頒布ス（本文では「相達」）

八月晦日 第一一七号 山繭養法告諭書ヲ頒布ス（本文では「相渡候條各府県管内へ頒布イタシ…」）

「学制」に関する諸問題

九月四日 第一二六号 地券渡方規則第一五条以下頒布（本文では「相達」）

兵部省

二月一八日 第四四号 海陸軍刑律ヲ頒ツ（本文に「頒布」）別冊中「朕：依テ頒布シ有司ヲシテ遵守シ軍人

ヲシテ懲誡スル所アラシム」

二月二三日 第五四号 誓文調印執行ニ付雛形並ニ順序書ヲ頒ツ（本文では「領収可有」）

文部省

八月三日 第一四号 学制ヲ頒チ処分ヲ稟候セシム（本文では「相渡」）

八月二〇日 第二〇号 外国教師雇入条約規則書頒布（本文では「各府県へ達ス」）

九月八日 番外 中学教則略並ニ小学教則頒布（本文でも「頒布」）

九月 番外 貸費生徒検査法上梓頒布（本文でも「頒布」）

一〇月二日 番外 外国教師ニテ教授スル中学教則訂正頒布（本文では「相達」）

一一月九日 番外 外国教師ニテ教授スル医学教則頒布（本文でも「頒布」）

一一月一〇日 番外 小学教則概表並ニ外国教師ニテ教授スル中学教則概表頒布（本文でも「頒布」）

工部省

二月二八日 無号 灯台並諸標便覧表頒布（本文では「進達」）

五月一四日 無号 東京府下電信機開局ニ付賃錢表頒布（本文では「御廻シ申候」）

五月二九日 無号 神奈川川崎停車場建設乗車時限並賃金表頒布（本文では「差廻」）

九月三日 無号 新橋横浜間汽車賃金表ヲ頒ツ（本文では「相廻」）

九月二九日 無号 各所電信時間表ヲ頒ツ（本文では「申達」）

司法省

四月五日 第三号 新律頒布以前流（罪）以下ニ処断ノ罪人ヲ調ヘ速ニ差出サシム（本文でも「頒布」）

以上から明らかなように、法令本文において「頒布」が使用されている例は少なく九事例のみである。後年、それでもって「学制」が「頒布」されたと言われる文部省布達第一四号の場合でも、本文・目次ともに使用されていない。『法令全書』の目次では「頒布」と記述されている例がかなりあるが、それは言うまでもなく、編集の段階で法令内容から判断して「頒布」と記述されたのである。その内容の例として一番多いのは、主として各省が、何か具体的な文書や表を各地方へ「相渡」「下渡」「相達」「差廻」したりする場合である。

本文において「頒布」が使用されている九事例でも多くは同様であり、太政官第三三七号の場合も、「頒布」が使われているのは「改曆」の件自体においてではなく、以下のように「新曆鏤板」についてである。

「今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事 但新曆鏤板出来次第頒布候事」

しかし問題は、本文において「頒布」が法令「公布」と同様の使われ方がなされている太政官第三八号・司法省第三号（新律頒布）と、兵部省第四四号の事例である。

前二者の元になっている明治三年二月二〇日の太政官布告（第九四四号）「新律綱領」では、冒頭の朱書の「上諭」の中で「頒布」が使用されている。「朕刑部ニ勅シテ律書ヲ改撰セシム乃チ綱領六卷ヲ奏進ス朕在廷諸臣ト議シ以テ頒布ヲ允ス内外有司之ヲ遵守セヨ」と。

後者の兵部省第四四号（海陸軍刑律）でも「朕：依テ頒布シ有シテ遵守シ軍人ヲシテ懲誡スル所アラシム」と「頒布」が使用されている。

つまり「頒布」が法令の「公布」と同様の意味で使われている二つの事例とも、天皇自身の言葉の中においてであり、明治初年においても極めて特殊な用例であった。したがって、太政官が「学制」を「頒布」したという、戦前刊行書において使用されていた表現はあまり適切ではなかったが、そもそも「頒布」と「公布」の区別が特に意識されているわけではなかったのである。しかし『学制五十年史』の場合は、極めて意識的に「頒布」が強調されたのである。

第二の検討事項は、学制序文のことを「聖諭」「聖旨」などと表現できるのかどうかということである。一九〇二（明治三五）年二月七日の学制頒布滿三十年記念式における演説の中で辻新次も、「此学制には詔勅が出ました。それは被仰出とありましたが、即ち詔勅で」と述べていたが（国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社、一九二二年、国書刊行会覆刻、一九八一年、四一―頁）、戦後刊行の書ではこの表現はあまり見当たらない。

数少ない事例の一つは、仲新『明治の教育』（至文堂、一九六七年）であり、「仰せ出された」ということは、「朝廷からの仰せ、天皇の御沙汰」を受けたと見るべきであり、「後の教育勅語にも相当する性質をもつものであると解することもできる」と記している（八六頁）。他の事例は井上久雄で、江戸時代に將軍の名で出された法令を「被仰出」と呼んだ例もあるが、明治時代においては「もとより、天皇の名においてなされたことを示すもの」で、教育に関する「被仰出」は、「形式的には詔勅に近く、内容的には太政官の告諭に近い。いわば、詔勅と告諭との合作的な性格をもつ」とか、「天皇の勅語として布告された」と述べられている（『学制論考』序、一六二頁）。

学制序文のことを「被仰出書」と呼称することについては、佐藤指摘の（2）が厳しく批判している。なぜ「被仰

「出書」と呼ばれるようになったのか。佐藤が「推測」するには、教育勅語が作られ天皇制公教育制度が構築されていくにつれ、教育理念はすべて天皇の「聖旨」によってのみ定められようと考えられ、そこで「太政官布告が天皇の裁可を経て」という手続形式を天皇の能動的実質行為として強引に解釈し、『学制』公布当時に遡及させて、『被仰出書』なる表現が教育の世界においてのみ『創造』されたのである。そういう解釈をすれば、現在の日本国憲法下においても、法律や政令などはすべて天皇の名によって公布されているので、「被仰出書」になってしまふ（九〇頁、九一頁）。

この点に関してはまったく納得させられる。ただ「被仰出書」という表現の起源は『学制五十年史』や『教育五十年史』（ともに一九二二年刊）ではないかとされているが、先に示したように、黒田茂次郎・土館長言編『明治学制沿革史』（一九〇六年）や野田義夫『明治教育史』（一九〇七年）という先例がある。最初の事例を確定することはなかなか困難であるが、興味深い今後の課題である。

佐藤指摘は、「被仰出書」と「呼ぶべきでない」という立場からのものであるが、実態的にも不自然すぎて、それは「呼べない」ということを考えたい。

太政官という官庁は天皇のもとに置かれているのであるから、太政官の命令は「形式的」には天皇の命令と言えるかも知れない。しかし天皇の直接の言葉である詔勅（詔書、勅書、勅語）には詔勅の形式がある。井上自身が述べているように、「徴兵令」の場合には「詔勅」（正確には「詔書」と「太政官の告諭」とが発せられている。明治五年の法令で「詔書」を使用している事例には、「徴兵令」以外に改暦の件（前出）があるが、二例とも以下のように「詔書」であることが明確にしてあり、もちろん言葉遣いも違う。

第三三七号 (十一月九日)(布)

今般改曆ノ儀別紙 詔書ノ通被 仰出候條此旨相達候事

詔書写

朕惟フニ我那通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ：

第三七九号 (十一月二十八日)(布)

今般全国募兵ノ儀別紙 詔書ノ通り被 仰出徴兵令被相定候條各 御趣意ヲ奉戴シ：

(別紙)

詔書写

朕惟フニ古昔郡縣ノ制全国ノ丁壮ヲ募リ軍団ヲ設ケ以テ国家ヲ保護ス：

徴兵告諭

我 朝上古ノ制海内挙テ兵ナラサルハナシ有事ノ日 天子之カ元帥トナリ丁壮兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以不服ヲ征ス：

いわゆる「被仰出書」にはこのような「詔書」らしき、「聖諭」「聖旨」らしきはまったく見られない。これは形式的にも内容的にも「太政官の告諭」である。

しかしその末尾に「右之通被 仰出候條」とあり、その故にこそ「被仰出書」と呼ばれてきたのではないか。しかしここにも問題がある。

明治初年、法令の名称は一定でなかったので、『法令全書』は「太政官日誌」などが記すところに従って、「被仰出

には(仰)、「御布告」には(布)、「御沙汰」には(沙)、「御達書」には(達)の文字を月日の下に付記する編集をしている。しかし(仰)は実際には極めて少なく、明治元年では、例えば戊辰戦争で奮戦中の「軍士」にとりあえず「慰勞トシテ 勅使被差立酒肴下賜候事」という六月二十七日の(仰)など六事例が認められるくらいである。明治二年においては布告二二八件中、(仰)は皆無であり、明治五年でも、号数のついた「布告」全三七九号のうち(布)が七七％(二九一件)、無符号が二二％(八四件)、(達)が二％(四件)であり、(仰)は一つもない。前出の、詔書付きの「改暦」「徴兵」の件も(布)であったし、そもそも「被仰出書」を含んでいる太政官布告第二一四号にも(仰)は付けられておらず、無符号のうちの一つであった。

しかしこのことは、太政官布告のなかで「被 仰出候事」といった表現が使用されている事例が少ないことを意味するのではない。逆にこの言い方はごく一般的なものであるので、例えば「納涼之者花火等弄ヒ中ニハ砲声ニ紛レ候程之事モ有之御時節柄不可然之事ニ候以来右様之花火堅ク被禁候様被 仰出候事」といった明治元年六月二〇日(無符号)を含め、至るところで使用されているのである。

したがって「被仰出」という表現に特別の意味が込められているわけではないので、その末尾に「右之通被 仰出候條」といった表現があるからといって、殊更に「(学事奨励に関する)被仰出書」などと呼ぶのは極めて大袈裟で不自然で、滑稽なことになる。そんなことをすれば、それこそ無数の、例えば「(花火禁止に関する)被仰出書」などが生まれてしまうことになる。

では何と呼べばいいのか。佐藤指摘は「学制序文」という表現を退け、文部省布達第一四号(明治五年八月三日)の中では「御布告書」と呼ばれていたこともあって、「学制布告書」を強く提唱している。「同時代当事者の付した公式の略称的名称であり、しかも特定の価値表現を含んでいない」ので「研究者が常用するのに最もふさわしい」と

(九四頁)。

佐藤が「学制序文」を採用しなかった理由の一つは、各府県が刊行した解説書の中には『学制序文解説』とか『学制序文解説』があるが、それらは「同時代の文部当局の公的な呼称」ではなく「一部地方官」の「解釈」に他ならないからである。この点にも異論はあるであろうが、本稿のこれまでの記述と関連して疑問に思えるのは、次の理由である。

広く「頒布」された「学制」刊本は、太政官布告第二一四号、文部省布達第一三号、および文部省布達第一四号別冊(「学制」条章、一〇九章)を併せて一冊になっていることが多い。この点から、太政官布告があたかも「序文」のように見えることはあるが、実質的に太政官布告と「学制」条章とが、序文と本文との関係にあるとはみられない。「加えて、法制上の原則からみても、上位法令である太政官布告と下位法令である文部省布達とが、序文―本文関係にあるとするのは奇妙である。内容上に密接な関連はあっても、法制上はそれぞれ独自性を有しているとみなければならぬ」(九二頁―九三頁)。

ここで明らかかなように、太政官布告第二一四号は構成要素①②③の三部構成になっていること、序文と本文とが同一の法令であることが把握されていない。「頒布」された「学制」刊本が三種類の文書を併せて一冊になっていることが多いのは(国立国会図書館所蔵の頒布本「学制」も、三部構成となっている)、もともと一体のものであったからである。

また「学制布告書」という呼称は、例えば文部省布達第一四号の「今般学制御確定相成候二付御布告書并学制章程

共別冊相渡候間自今右目的相立處分可伺出候也」といった布達や布告の文章を想像させてしまう。しかしその内容は単なる形式的な布告ではなく、意を尽くした奨励・勧告・説得の文章である。したがって「学制告諭書」のほうがかまだふさわしいとも言える。けれども各府県が「学制」の序文の指示に従って作成したものが一般に「就学告諭」と呼ばれているので紛らわしい。件の文章は内容的にも法令的にも、「本文」に対する「序文」という関係にあり、しかも一部の同時代人もそう考えた用語でもあるので、佐藤も一時は使っていた（後述）「学制序文」が一番適切ではないかと筆者には思われる。

八

これまでに刊行された各種史料集や教育史書に掲載されている「学制序文」には、いくつかの種類がある。歴史上の「史料」に変種がいくつも存在することは極めて不都合であると言わざるをえない。

その中で私たちに一番馴染み深いのは、やはり『明治以降教育制度発達史』第一卷（二七六～二七七頁）に掲載されている序文であろう。この序文は漢字・平かな文（一部変体仮名）で、難しそうな漢語・漢字の左側には説明の、右側には読みのルビが平かなで振ってある。さらに、文中の細書（華士族農工商及婦女子）の華士族の下に「卒」が入っていない。「卒」は明治五年八月の文部省布達第二二号で追加されたが^③、そのことが同書で記述されているのは遠く離れた三六二頁であるので、非常に気づかれにくい。また末尾には「明治五年壬申七月 太政官」という日付と発令者名とが記されている。

佐藤指摘の（4）は、このことに関係している。「学制」は公布後すぐに二度の「誤謬」訂正がなされたにもかか

ならず、そのことを考慮に入れずに史料集等に収録している場合が多いからである。九月二日の布達二四号による訂正は本文中の二箇所であったが、八月の訂正では序文で一箇所（「卒」の挿入）、本文中では一九箇所にも及んだ。佐藤によれば、有名な「一般の人民」についての説明の「割注」を誤謬訂正して「華士族卒、農工商及婦女子」と「表記しているものにお目にかかることは、まずない」という（『教育の文化史』阿吽社、二〇〇五年、三一頁）。

ところで一方、『法令全書』に収録されている序文は、漢字・片カナ文であり、ルビは振られていない。欄外に「卒」の追加が注記してあるので分かりやすい。また末尾の日付と発令者名は存在しない。その他、細かな相違も存在する。

これまでに広まっている「学制序文」は大きくは、漢字・平かなと漢字・片カナの二つのタイプに分かれる。さらに細かくは、ルビ付きかどうか、先ほどの「卒」が入っているかどうか、そして末尾に日付・太政官名が付けられているかどうかなどで分かれるが、しかし実はもう一つ、少し不思議な問題がある。文中の第二の細書中の「幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事」の「小学」の次に「以下」が入っているかどうかである。この不思議な「以下」については後述するが、これらの差異をまとめてみると表1のようなになる（文字の形態、変体仮名の使用・非使用などまで含めると複雑になりすぎるので省略）。

以上は、編集刊行された書に収録されているものであるが、この多様性に富んだ「学制序文」のうち、引用したり史料集に収録したりすべきなのはどのタイプのものなのか。言うまでもなく、原資料に基づくものである。影響力の大きい『明治以降教育制度発達史』の場合、平かなであるが典拠は示されていない。これまでの検討に関連して不思議なのは、少数派の片カナの『日本近代教育百年史』第三卷である。この序文の典拠は『法規分類大全』（学政門）とされている。しかしそれなら、『法規分類大全』収録の太政官布告第二二四号は「学制」の序文も本文も含んでい

表1 刊行書における学制序文のスタイル

漢字・平かな形式

	ルビ	「卒」	「以下」	日付・ 太政官名
野田義夫・明治教育史（1907）	×	×	×	×
学制五十年史（1922）	×	○	×	×
教育五十年史（口絵）（1922）	○	×	○	○
町田則文・明治国民教育史（1928）	○	○	×	○
熊本県教育史 上巻（1931）	×	×	×	○
日本教育史資料書（1937）	×	×	×	×
明治以降教育制度発達史①（1938）	○	×	×	○
乙竹岩造・日本国民教育史（1940）	×	○	×	×
長崎県教育史 上巻（1942）	×	×	×	○
学制七十年史（1944）	×	×	○	○
学制八十年史（1954）	○	×	×	○
仲新・明治の教育（1967）	○	× 注	×	○
学制百年史（資料編）（1972）	○	×	×	○
史料 教育法（1973）	○	×	×	○
島根県近代教育史 第一巻（1978）	○	×	×	○
史料 日本の教育（1986）	○	×	×	○
改訂近現代日本教育小史（1989）	×	×	×	○
史料 国家と教育（1994）	○	○	×	○
歴史学研究会編・日本史史料（1997）	○	×	×	×
解説教育六法（2005）	○	○	×	○

漢字・片カナ形式

	ルビ	「卒」	「以下」	日付・ 太政官名
法令全書・明治五年版（1889）	×	× 注	×	×
法規分類大全・学政門（1891）	×	× 注	×	×
日本近代教育百年史第三巻（1974）	×	○	×	×
新教育学大事典⑦（1990）	×	○	×	○

（○は「あり」、×は「なし」、注は「補注あり」を示す）

るので、序文と本文とが別の法令であるかのような同書の説にはならなかったはずである。

さて原資料と考えられてきたものには二種類がある。一つはもちろん太政官布告第二一四号であり、もう一つは翌日に文部省から「頒布」された「学制」の序文であり、前者は漢字・片カナ文であり、後者は漢字・平かな文、そしてルビ付であった。「学制」公布当時の諸史料を含めてこのことをまとめると表2のようになる。

これら各種スタイルのうち、太政官布告第二一四号の一部である「学制序文」として史料集などに収録する際には、やはり太政官の布告全書（漢字・片カナ、ルビなし）に拠るべきではないだろうか。文部省から「頒布」された漢字・平かな・ルビ付のものは、それに歴史的な意義があるとしても、あくまで文部省による「解説版」である。

佐藤秀夫は、『法規分類大全』所収の「マ学制序文」が片カナを使用していることについて、次のように解説している。「当時文部省が実際に頒布した刊本では、平仮名を用いかつ難読と思われる漢字句に意義と読みとの両方のルビを付記していた。この点は原資料と異なっていたが、それは、『法令全書』と同様、本書編纂時の法令表記方式に統一したためと思われる」（同書、解題）。

しかしこの場合の「原資料」は、文部省頒布のものではなく、太政官布告となるのではないだろうか。「原資料」の太政官布告はもともと漢字・片カナ書きでルビなしであったのである。『法令全書』も『法規分類大全』も、編纂時に漢字・片カナに統一したのではなく、原文をそのまま収録しているのである。

しかし、当時（そして戦前）の法令がすべて漢字・片カナという状況のなかで、平かな・ルビ付きの文部省頒布の解説版は、既述のように当時の文部省の意気込みを示す異例の歴史的文書である。それは広く「婦女子」そして子どもにも訴えることを目指したと想像できる（それならなぜ平かな形式の文部省文書が一回きりで終わってしまったのかという疑問も生まれるが）。したがって文部省頒布版「マ学制序文」も記録・保存されていく必要はもちろんある。

表2 史料における学制序文のスタイル

	タイプ	ルビ	「卒」	「以下」	日付・太政官名
文部省伺（公文録）	片カナ	○	×	○	太政官名のみ○
布告全書（1872）	片カナ	×	×	×	×
文部省布達全書（1871-75）	平がな	○	×	×	○
文部省布達（公文録）	平がな	○	○	×	○
「学制」（国会図書館蔵）	平がな	○	○	×	○
太政類典	片カナ	×	×	×	×
憲法類編（1873）	平がな	×	× 注	×	×

（○は「あり」、×は「なし」、注は「補注あり」を示す）

しかしその場合は、この文書の出典はあくまで「文部省布達第一四号別冊」である。そしてそれが文部省による解説版であることを注記し、「太政官布告第二一四号」とは区別しておくべきではないだろうか。

ところで「小学以下」の「以下」のある・なしの問題であるが、倉沢剛『学制の研究』（講談社、一九八三年）によると、「公布」版の「学制」を「一般の人民に読み易く親しみ易くと心を配って、平かな文に変え、ルビを振って読み方と意味を付け、語句を変えたりして「頒布」版を作成しているうちに、「伺」の原案にあった「以下」がうっかり復活されてしまったが、しかしそのまま印刷され「頒布直後に削除訂正された」という（四五二〜四五三頁）。

確かに表2が示すように、「文部省伺」には「以下」が入っている。ところがやはり表2が示すように、「文部省布達全書」にも、頒布用木版刷別冊形態の「学制」を含む公文録「文部省布達」にも、その他の原資料にも、「以下」は入っていない。倉沢が典拠として示しているのは「家蔵」の「学制」なので確かめにくい（四五六頁）。「頒布直後に削除訂正された」というが、何時のことかは明確にはされていない。少なくとも「卒」が入れられたときのような、文部省布達による正式の形によってでないことは確かである。しかし表1が示すように、実際に「以下」が入った序文を掲載する書も存

在していた。このうち『学制七十年史』の出典は不明であるが、『教育五十年史』（国民教育奨励会、一九二三年）の巻頭を飾っている口絵写真の「学制序文」は、「学制原本の和装木版刷」ということで、同書の解説によれば、「学制」頒布の際に「文部省から東京女子師範学校へ頒^{ママ}たれた」ものであるという（一頁）。ということであれば、東京女子師範学校は明治八年一月二十九日開校なので、「頒布直後」に削除されずに残っていた「以下」も存在していたということになる⁴⁰。

まとめ

本稿では主として以下の四点について論じた。

一、従来の日本教育史関係書および史料集の多くは、近代日本最初の公教育制度を規定した「学制」について、その序文は明治五年八月二日の太政官布告第二一四号で公布され、その本文は八月三日に文部省布達第一四号で「頒布」されたと記述している。しかし複数の原資料で確認すれば、序文も本文ともに八月二日の太政官布告で公布されていることが分かる。「頒布」は、「学制」以降の法令では行なわれなかった例外的な行政行為で、それなりの歴史的意義をもつが、しかし教育制度史の研究で、「公布」目を無視し「頒布」日のみを記録するのはおかしい。

二、序文と本文とが別の法令であるかのような記述が広まってきた理由の一つは、多くの研究者がそれに依存してきた『明治以降教育制度発達史』第一巻（一九三八年）にあると推測できる。そこではいかにも「公布」よりも「頒布」のほうが重要であるかのように、「頒布」が極めて不自然な形で強調されている。そのことは結果的には

文部省の仕事の強調となる。そしてこの不自然なかたちの強調は、すでに文部省『学制五十年史』（一九二二年）においてなされていた。

三、これまでよく序文のことが「被仰出書」と呼ばれてきたが、しかしこの文章を天皇の言葉であるかのように印象づけるこの呼称は、イデオロギー的だけでなく、実態的にも適切ではない。「学制序文」が一番適切である。

四、史料集などに収録する「学制序文」の正文としては、太政官布告第二一四号に含まれる漢字・片かな文のものをそのまま採用すべきである。文部省が頒布した漢字・平かな・ルビ付の文章にも歴史的価値があるが、しかしそれを収録する場合には、文部省解説版であることを注記し、本来の太政官布告とは区別すべきである。

注

(1) 費用の全額を負担した服部奉公会とは、服部時計店（現セイコーKK）の創立者の服部金太郎が一九三〇年に設立した財団法人で、現在に至るまで工学関係の研究に奉公賞金を贈る事業を継続している。

(2) なお当日の「勅語」の記録では「学制頒布」となっているが（『文部省第五十年報・上』三〇頁）、「頒布」という漢語は考えられず「頒布」の誤植と思われる。

(3) この布達第二二号の日付を記していない史料が多い。佐藤秀夫は、布達第二一号が八月二〇日、布達第三号が八月二九日であるところから、その間であると推測している（『教育の文化史』阿吽社、二〇〇五年、三一頁）。ただ「憲法類編」には八月二七日と記されている。

なお明治五年一月二九日の太政官布告第二九号によって、「卒」のうち世襲のものは「士族」に、一代限りは「平民」に組み入れられ、「卒」階級は廃止されていた。なぜここで「卒」がわざわざ追記される必要があったのか、それ自体も疑問である。

(4) 表2の平かなタイプの史料のうち、「憲法類編」「文部省布達全書」の文字はそれぞれ独自のものであるが、「文部省布達」

(公文録)、「学制」(国会図書館蔵)の序文の文字は、木版刷タイプの『教育五十年史』口絵写真(表1)と同一と認められる。しかし、「卒」や「以下」が入っていたり、いなかったりしている。

付記

本稿のテーマに関心を抱き始めたのは、二〇〇二年七月、日本教育史研究会のサマー・セミナー「学校化社会の原点を探る」で「学制」についての話題提供を依頼され、先行研究を改めて読み直して初めてからである。しかしこのときは未だ十分な検証はできていなかったし、統一テーマから逸れることもあって、問題提起にまでは至らなかった。

ところがその年の一二月、まったく驚かされたことに佐藤秀夫先生がお亡くなりになってしまわれた。本稿では、佐藤先生のご見解と異なることがいくつか述べられている。本稿の最初で利用させていただいた先生のご論文は、すでに一九九七年に発表されたものである。もっと早くこのテーマに関心を持ち本稿をまとめることができれば、一方的に書くだけではなく、またいろいろと教えていただくことができたはずであった。私の不勉強のためにそれができなかったことが残念で、悔やまれてならない。先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。